

広島県告示第三百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十条第一項の規定によつて、次の保安林の指定施業要件を変更した旨の通知を農林水産大臣から受けたが、森林所有者の所在が不明なため、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定による通知ができないので、同法第八十九条の規定によつて、通知の内容を世羅町役場の掲示場に掲示した。

令和四年五月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び所有者（登記簿上の所有者）の氏名

所 在 場 所	所有者（登記簿上の所有者）の氏名
世羅郡世羅町大字小世良字乙川山一〇三四 一の二	佐々木 速子
世羅郡世羅町大字小世良字迫谷一〇三五九	福田 誠之
世羅郡世羅町大字小世良字南谷一〇五八五 の一七、一〇五八五の八七	仁井 國助

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法
変更しない。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び世羅町役場に備え置いて縦覧に供する。）